

仕 様 書

堺市上下水道局

- 1 売却物件名 使用済量水器
- 2 対象物件 別紙「使用済量水器数量内訳表」参照
- 3 履行場所 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
堺市上下水道局本庁舎 駐車場棟倉庫
- 4 担 当 サービス推進部 事業サービス課 業務係 山道
- 5 支払方法等

受注者は、本市が発行する納入通知書により、後記の払込期限までに代金を所定の金融機関に一括して払い込むこと。また、代金支払後、領収書の原本を本市へ提示し、本市の代金納入確認を受けた翌日以降、後記の引取り期限までに使用済量水器を引き取ること。

- 6 払 込 期 限 令和 2年 9月23日 (月)
- 7 引 取 期 限 令和 2年 9月30日 (水)
- 8 注 意 事 項 等

(1) 使用済量水器の積込み・運搬

受注者は、履行場所において保管している使用済量水器を本市職員立会いの下で、積込み及び運搬すること。また、積み込む際には、必ず本市職員の指示に従い、安全に十分注意した上で作業すること。

作業時間は、原則として平日の9時30分から17時00分までとする。(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は不可とする。)

(2) 機材等の負担

運搬用車両及び積込用機材等は、受注者にて準備し、費用についても受注者の負担とする。

9 暴力団等の排除について

(1) 誓約書の提出について

ア 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

イ 受注者が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(2) 不当介入に対する措置

ア 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

イ 本市は、受注者が本市に対し、アに定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

ウ 本市は、受注者が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者がアに定める報告及び届け出を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。